

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県企業管理者及び山形県病院事業管理者から、令和6年7月12日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年10月18日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
山形県監査委員 高 橋 啓 介
山形県監査委員 松 田 義 彦
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
村山電気水道事務所	前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、改善を行っていないもの	適切な支出事務を行うため、総務課（支払審査担当）において事務執行チェックシートを作成し、施設管理課（契約・業務管理担当）と共有することにより、確認体制の強化及び支払日程の見える化を図る。
河北病院	収入事務が適切でないもの	許可担当者及び収入調定担当者において、事務執行チェックリストを作成し、進捗状況を随時確認するとともに、さらに双方担当者間の情報共有を図り、進捗管理を徹底することとした。